

令和2年度

# 公害苦情調査結果報告書

令和4年2月

宮城県環境生活部環境対策課

## はじめに

この報告書は、公害紛争処理法(昭和 45 年法律第 108 号)第 49 条の2の規定により、公害等調整委員会事務局が実施した令和2年度公害苦情調査に基づき、令和2年4月1日から令和3年3月 31 日までの1年間において、県内の市町村及び県保健所の公害苦情相談窓口へ寄せられた公害に関する苦情の受付状況及び処理状況を取りまとめたものです。公害苦情相談窓口では、公害紛争処理法でいう公害(典型7公害)に関する苦情のほか、廃棄物の不法投棄など典型7公害以外の苦情も取り扱っているところもあり、これらの苦情についても併せて調査の対象としています。

なお、平成6年度に調査方法の変更、平成 16 年度及び平成 30 年度に調査項目の整理統合、令和元年度に分類項目の変更がありましたので、本報告書は過去の報告書と直接比較できない箇所があることに御留意ください。

## 目 次

1	令和2年度公害苦情調査結果の概要	1
2	公害苦情の各分類別受理状況	3
	(1)公害の種類別苦情件数	3
	イ 典型7公害	3
	ロ 典型7公害以外	5
	(2)市町村別公害苦情件数	6
	(3)発生源の用途地域別公害苦情件数	6
	(4)被害の種類別公害苦情件数	7
	(5)月別の公害苦情件数	7
3	公害苦情の処理状況	9
	(1)処理方法	9
	(2)処理に要した期間	10
	(3)行政上の措置	10
	(4)防止対策の実施状況	11
	(5)法令との関係	11

## 1 令和2年度公害苦情調査結果の概要

令和2年度、全国で受け付けた公害苦情件数は 81,557 件であり、前年度に比べ 11,099 件増加となった。過去の推移をみると、平成 18 年度の 97,713 件をピークに平成 19 年度以降毎年減少していたが、令和元年度に 13 年ぶりに増加し、令和2年度も2年連続の増加となった。

本県においては、令和2年度新たに 490 件の公害苦情を受け付けた。本県の公害苦情受付件数の推移をみると、平成 11 年度以降増加傾向にあったが、平成 18 年度を境に減少傾向となり、令和2年度は8年ぶりの増加(前年度比 24 件増)となった。

公害苦情のうち、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭のいわゆる典型7公害の苦情件数は 435 件で、全公害苦情件数の 88.8%となっている。典型 7 公害の種類別にみると、騒音(低周波音を含む)に関する苦情が 211 件と最も多く、以下、悪臭 122 件、大気汚染 58 件、水質汚濁 34 件、振動 10 件、土壌汚染及び地盤沈下 0 件であった。

また、典型7公害以外の苦情件数は 55 件(前年度比 63 件減)で、全公害苦情件数の 11.2% となっており、そのうち廃棄物投棄に関する苦情は 31 件であった。

公害苦情を主な発生源別にみると、「会社・事業所」が 305 件(全公害苦情件数の 62.2%)、「個人」が 103 件(同 21.0%)となっている。「会社・事業所」の内訳をみると「建設業」、「製造業」に対する苦情件数が多くなっている。また、主な発生原因別にみると、「工事・建設作業」が 113 件(同 23.1%)と最も多く、「産業用機械作動」が 42 件(同 8.6%)と続いている。

公害苦情の被害の種類としては、「感覚的・心理的」被害が約9割を占めていた。

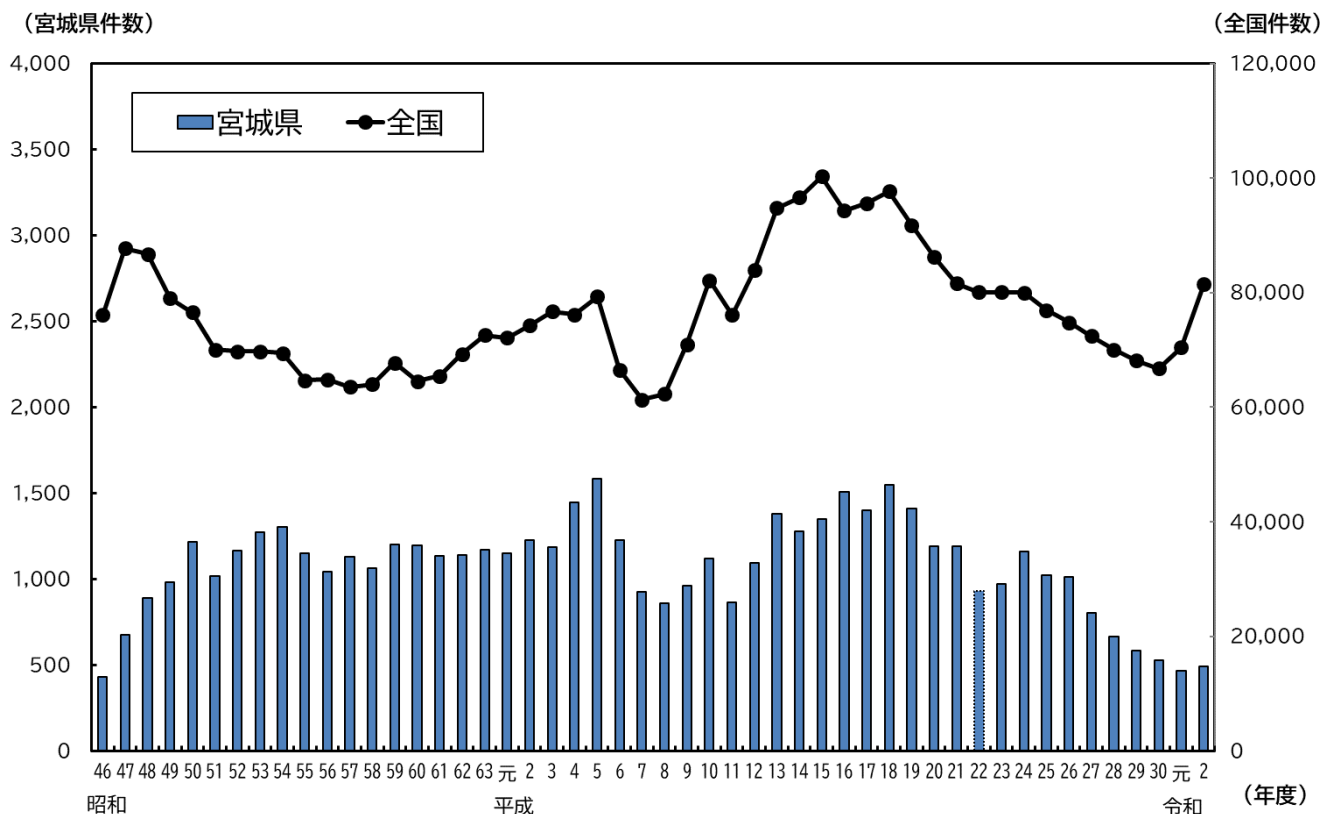


図1 公害苦情件数の推移

(注)平成 22 年度の宮城県件数には、東日本大震災により調査データが集計不能となった3市2町分のデータは含まれていない。

表1 公害の種類・年度別苦情件数(宮城県)

年度	総計	典型7公害計									典型7公害以外計	廃棄物 投棄	その他
		大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭					
平成	28	667 (100.0)	480 (72.0)	52 (7.8)	49 (7.3)	1 (0.1)	227 (34.0)	24 (3.6)	0 (0.0)	127 (19.0)	187 (28.0)	72 (10.8)	115 (17.2)
	29	586 (100.0)	383 (65.4)	50 (8.5)	38 (6.5)	0 (0.0)	166 (28.3)	16 (2.7)	0 (0.0)	113 (19.3)	203 (34.6)	34 (5.8)	169 (28.8)
	30	529 (100.0)	402 (76.0)	64 (12.1)	46 (8.7)	1 (0.2)	177 (33.5)	11 (2.1)	0 (0.0)	103 (19.5)	127 (24.0)	32 (6.0)	95 (18.0)
令和	元	466 (100.0)	348 (74.7)	35 (7.5)	40 (8.6)	4 (0.9)	154 (33.0)	10 (2.1)	0 (0.0)	105 (22.5)	118 (25.3)	26 (5.6)	92 (19.7)
	2	490 (100.0)	435 (88.8)	58 (11.8)	34 (6.9)	0 (0.0)	211 (43.1)	10 (2.0)	0 (0.0)	122 (24.9)	55 (11.2)	31 (6.3)	24 (4.9)

(注)「主な公害等の種類」で集計。「騒音」には「低周波音」を含む。

( )内は構成比(%)

表2 公害等の主な発生源・発生原因(宮城県)

区 分	総計	典型7公害計									典型7公害以外計	廃棄物 投棄	その他
		大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振 動	地盤 沈下	悪臭					
主な発生源	490	435	58	34	-	211	10	-	122	55	31	24	
会社・事業所	305	293	33	22	-	166	7	-	65	12	4	8	
農業, 林業	22	21	3	4	-	2	-	-	12	1	-	1	
漁業	2	1	-	1	-	-	-	-	-	1	1	-	
鉱業, 採石業, 砂利採取業	6	6	2	1	-	3	-	-	-	-	-	-	
建設業	118	113	16	2	-	81	6	-	8	5	1	4	
製造業	47	46	6	6	-	10	-	-	24	1	-	1	
電気・ガス・熱供給・水道業	4	4	-	-	-	3	-	-	1	-	-	-	
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
運輸業, 郵便業	21	21	-	4	-	15	-	-	2	-	-	-	
卸売, 小売業	16	16	1	-	-	15	-	-	-	-	-	-	
金融業, 保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不動産業, 物品賃貸業	2	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	
学術研究, 専門・技術サービス	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
宿泊業, 飲食サービス業	27	25	1	1	-	20	-	-	3	2	2	-	
生活関連サービス業, 娯楽業	6	6	-	1	-	4	-	-	1	-	-	-	
教育, 学習支援業	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
医療, 福祉	2	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	
複合サービス事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
サービス業	19	19	4	2	-	6	-	-	7	-	-	-	
公務	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	
分類不能の産業	10	9	-	-	-	1	1	-	7	1	-	1	
個人	103	83	18	4	-	32	1	-	28	20	11	9	
その他	23	14	3	1	-	8	1	-	1	9	4	5	
不明	59	45	4	7	-	5	1	-	28	14	12	2	
主な発生原因	490	435	58	34	-	211	10	-	122	55	31	24	
焼 却(施設)	10	10	3	-	-	1	-	-	6	-	-	-	
産業用機械作動	42	42	7	-	-	30	-	-	5	-	-	-	
産業排水	9	9	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	
流出・漏洩	28	26	-	16	-	-	-	-	10	2	1	1	
工事・建設作業	113	111	19	2	-	75	7	-	8	2	-	2	
飲食店営業	10	10	1	-	-	5	-	-	4	-	-	-	
カラオケ	15	15	-	-	-	15	-	-	-	-	-	-	
移動発生源(自動車運行)	14	13	1	-	-	12	-	-	-	1	-	1	
移動発生源(鉄道運行)	2	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	
移動発生源(航空機運行)	14	14	-	-	-	14	-	-	-	-	-	-	
廃棄物投棄	28	1	-	-	-	-	-	-	1	27	27	-	
家庭生活(機器)	13	12	-	-	-	9	1	-	2	1	-	1	
家庭生活(ペット)	5	5	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	
家庭生活(その他)	30	27	2	1	-	6	-	-	18	3	2	1	
焼 却(野焼き)	28	28	20	-	-	-	-	-	8	-	-	-	
自然系	14	4	-	2	-	1	-	-	1	10	-	10	
その他	77	69	4	1	-	31	1	-	32	8	1	7	
不明	38	37	1	3	-	5	1	-	27	1	-	1	

(注)「主な公害等の種類」で集計。「騒音」には「低周波音」を含む。

## 2 公害苦情の各分類別受理状況

### (1) 公害の種類別苦情件数

#### イ 典型7公害

典型7公害に関する苦情件数のうち、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭に関する苦情件数を合わせると 425 件で、典型7公害に関する苦情件数の 97.7%を占める。令和元年度と比較すると、騒音(前年度比 57 件増)、悪臭(同 17 件増)及び大気汚染(同 23 件増)は増加し、水質汚濁(同6件減)及び土壌汚染(同4件減)は減少し、振動及び地盤沈下は増減がなかった。

#### (イ)大気汚染

大気汚染に関する苦情件数は 58 件であった。主な発生源別にみると「建設業」が 16 件(大気汚染に関する苦情の 27.6%, 前年度比3件増)と最も多く、以下「製造業」が6件(同 10.3%, 同1件減)、「個人」が18 件(同 31.0%, 同 15 件増)となった。また、主な発生原因別にみると「焼却(野焼き)」が 20 件(同 34.5%, 同 16 件増)と最も多く、次いで「工事・建設作業」が19 件(同 32.8%, 同4件増)、「産業用機械作動」が7件(同 12.1%, 同4件増),となっている。

#### (ロ)水質汚濁

水質汚濁に関する苦情件数は 34 件であった。主な発生源別にみると「製造業」が6件(水質汚濁に関する苦情の 17.6%, 前年度比1件減)と最も多く、次いで、「農業、林業」、「運輸業、郵便業」及び「個人」がいずれも4件(同 11.8%)となっている。また、主な発生原因別にみると「流出・漏洩」が 16 件(同 47.1%, 同3件増)と最も多く、以下「産業排水」が 9 件(同 26.5%, 同1件減)となっている。

#### (ハ)騒音

騒音に関する苦情件数は 211 件であった。主な発生源別にみると「建設業」が 81 件(騒音に関する苦情の 38.4%, 前年度比 16 件増)と最も多く、以下「個人」が 32 件(同 15.2%, 同 13 件増)、「宿泊業、飲食サービス業」が 20 件(同 9.5%, 同 12 件増)となっている。また、主な発生原因別にみると「工事・建設作業」が 75 件(同 35.5%, 同 16 件増)と最も多く、以下「産業用機械作動」が 30 件(同 14.2%, 同9件増)、「カラオケ」が 15 件(同 7.1%, 同9件増)となっている。

#### (ニ)悪臭

悪臭に関する苦情件数は 122 件であった。主な発生源別にみると「個人」が 28 件(悪臭に関する苦情の 23.0%, 前年度比5件増)と最も多く、以下「製造業」が 24 件(同 19.7%, 同2件減)、「農業、林業」が 12 件(同 9.8%, 同3件減)となっている。また、主な発生原因別にみると「家庭生活(その他)」が 18 件(同 14.8%, 同8件増)と最も多く、以下「流出・漏洩」が 10 件(同 8.2%, 同8件増)、「工事・建設作業」及び「焼却(野焼き)」がそれぞれ8件(同 6.6%)となっている。

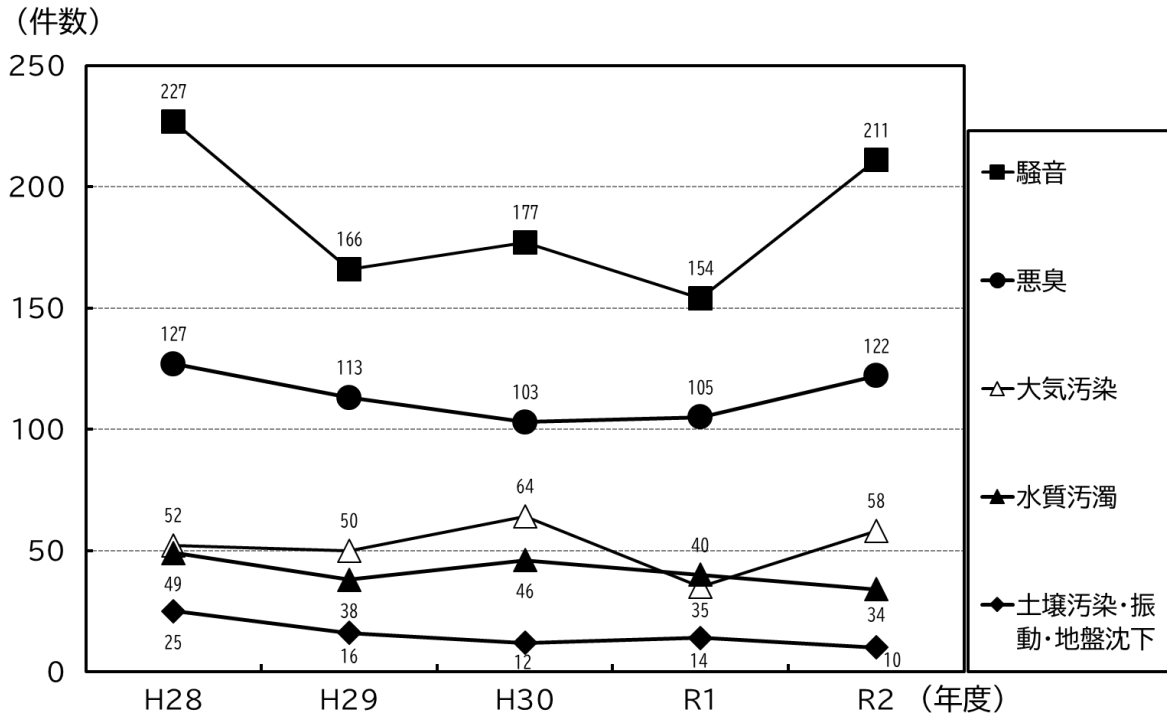


図2 典型7公害の種類別苦情件数の推移

(注)「騒音」には「低周波音」を含む

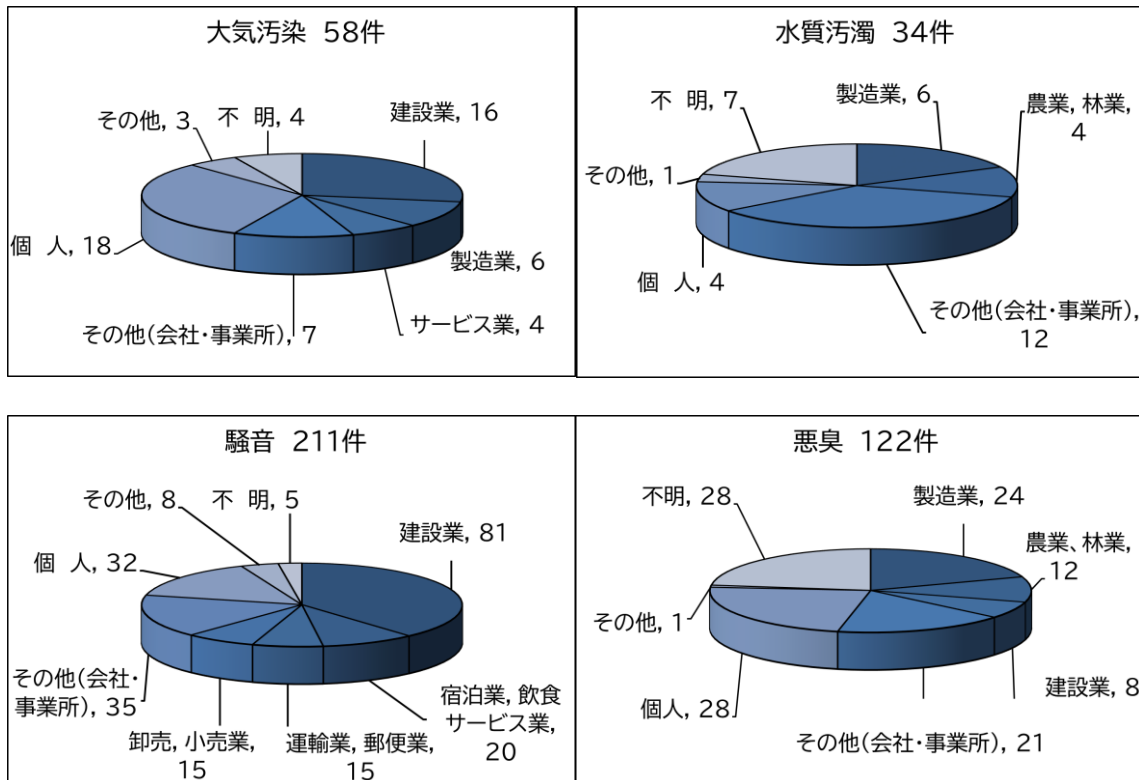


図3 大気汚染、水質汚濁、騒音及び悪臭の主な発生源

(注)「騒音」には「低周波音」を含む

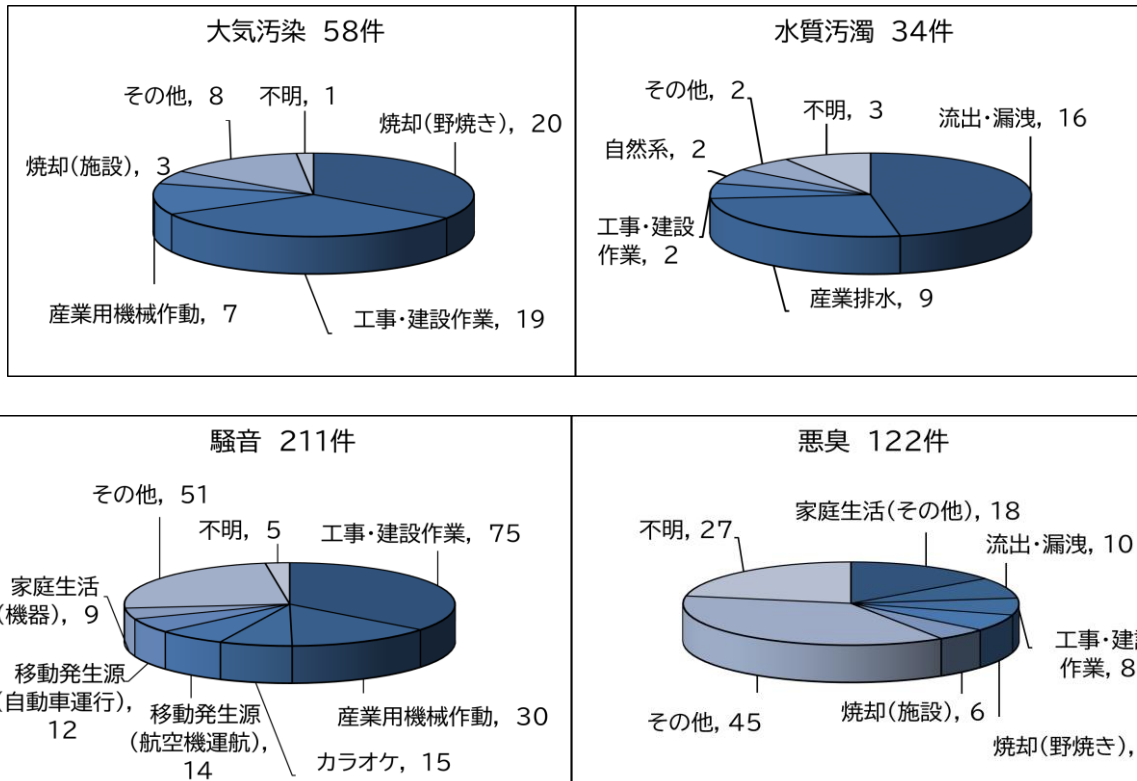


図4 大気汚染、水質汚濁、騒音及び悪臭の主な発生原因

(注1)「騒音」には「低周波音」を含む。

(注2)「その他」は、表2「その他」とは一致しない。

ロ 典型7公害以外

典型7公害以外の苦情件数は前年度から 63 件減少し、55 件となった。典型7公害以外の苦情件数のうち、廃棄物投棄が主な公害となっている苦情は 31 件であり、典型7公害以外の苦情件数の 56.4%を占めている。他の公害に関連して発生する廃棄物投棄の苦情件数を含めた廃棄物投棄の件数は 38 件となり、投棄された廃棄物の内訳をみると、「生活系(主に家庭生活から発生した一般廃棄物)」が 21 件(全廃棄物投棄の 55.3%)と過半数を占めていた。

表3 投棄された廃棄物の種類

廃棄物投棄				
計	生活系 <sup>(注1)</sup>	農業系 <sup>(注2)</sup>	建設系 <sup>(注3)</sup>	産業系 <sup>(注4)</sup>
38	21	4	4	9

(注1)生活系:主に家庭生活から発生した生ゴミ、空き缶、電機製品などの一般廃棄物の投棄をいう。

(注2)農業系:主に農林漁業から発生する畜産関係のふん尿による産業廃棄物の投棄をいう。

(注3)建設系:主に建設業から発生する建築廃材等による産業廃棄物の投棄をいう。

(注4)産業系:主に産業の「飲食店、宿泊業」等の業務から排出されたごみ、製造・処理工程で発生した金属くず、廃油・廃酸等による産業廃棄物の投棄をいう。



(2)市町村別公害苦情件数

市町村の公害苦情相談窓口へ寄せられた公害苦情件数は444件で、そのうち市部は406件、町村部は38件となっている。

表4 市町村別公害苦情件数

	総計	典型7 公害	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	うち		振動	地盤 沈下	悪臭	典型7 公害以 外	廃棄物 投棄	その他
							低周波音							
仙台市	129	128	10	3	-	89	-	3	-	23	1	-	1	
石巻市	46	44	4	2	-	20	2	2	-	16	2	-	2	
塩竈市	24	24	-	-	-	9	5	1	-	14	-	-	-	
気仙沼市	15	13	3	2	-	5	-	-	-	3	2	1	1	
白石市	2	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
名取市	63	57	8	5	-	31	-	-	-	13	6	-	6	
角田市	8	8	-	3	-	2	-	-	-	3	-	-	-	
多賀城市	37	28	3	-	-	13	-	2	-	10	9	4	5	
岩沼市	11	11	5	-	-	5	-	-	-	1	-	-	-	
登米市	60	34	11	5	-	10	1	-	-	8	26	20	6	
栗原市	3	3	-	-	-	2	-	-	-	1	-	-	-	
大崎市	5	5	-	-	-	4	-	-	-	1	-	-	-	
富谷市	3	3	-	-	-	2	-	-	-	1	-	-	-	
市部計	406	360	44	22	-	192	8	8	-	94	46	25	21	
蔵王町	16	13	4	1	-	2	-	-	-	6	3	3	-	
大河原町	3	3	-	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	
丸森町	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	
亘理町	10	9	-	1	-	7	-	-	-	1	1	1	-	
山元町	8	8	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-	-	
町村部計	38	34	4	2	-	12	-	1	-	15	4	4	0	
合計	444	394	48	24	0	204	8	9	-	109	50	29	21	

(注)県受理分及び苦情未受理の市町村を除く

(3)発生源の用途地域別公害苦情件数

典型7公害に関する苦情の内、349件(典型7公害に関する苦情の80.2%)が都市計画法による都市計画区域内で発生している。さらに、用途地域別みると「住居地域」が184件(同42.3%)と最も多くなっている。一方、典型7公害以外の苦情に関しては、都市計画区域外の地域で25件(典型7公害以外に関する苦情の45.5%)と最も多くなっている。

表5 発生源の用途地域別公害苦情件

区分	典型7公害		典型7公害以外		合計	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
都市計画区域	349	80.2	30	54.5	379	77.3
住居地域 <sup>(注1)</sup>	184	42.3	16	29.1	200	40.8
近隣商業地域	17	3.9	-	-	17	3.5
商業地域	41	9.4	1	1.8	42	8.6
準工業地域	22	5.1	3	5.5	25	5.1
工業地域	14	3.2	-	-	14	2.9
工業専用地域	6	1.4	1	1.8	7	1.4
市街化調整地域	25	5.7	1	1.8	26	5.3
その他	40	9.2	8	14.5	48	9.8
都市計画区域以外の地域	86	19.8	25	45.5	111	22.7
合計	435	100	55	100	490	100

(注1)住居地域:第1種・第2種低層住居専用地域,第1種・第2種中高層住居専用地域,第1種・第2種住居地域及び準住居地

(注2)平成30年度の調査項目の整理統合により、平成30年度報告書から「発生源の用途地域別」公害苦情件数を掲載しています。

(4)被害の種類別公害苦情件数

公害苦情件数の427件(全公害苦情件数の87.1%)が「感覚的・心理的」被害となっており、前年度よりも17.1ポイント増加していた。

表6 被害の種類別苦情件数

被害の種類	総計	典型7公害計								典型7公害以外計		
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物投棄	その他		
健康	18 ( 3.7% )	17	9	-	-	2	-	-	6	1	-	1
財産	6 ( 1.2% )	3	2	1	-	-	-	-	-	3	-	3
感覚的 心理的	427 ( 87.1% )	387	43	14	-	205	10	-	115	40	27	13
その他	39 ( 8.0% )	28	4	19	-	4	-	-	1	11	4	7
合計	490 ( 100% )	435	58	34	0	211	10	0	122	55	31	24

(注)「騒音」には「低周波音」を含む

( )内は構成比(%)

(5)月別の公害苦情件数

例年、冬から夏にかけて公害苦情件数が増加し、1月ころに最も少なくなる傾向がある。令和2年度も同様の傾向となっており、最も件数が多かった6月は70件(全公害苦情件数の14.3%)であり、その後減少に転じ、最も公害苦情件数が少なかった1月は22件(同4.5%)であった。

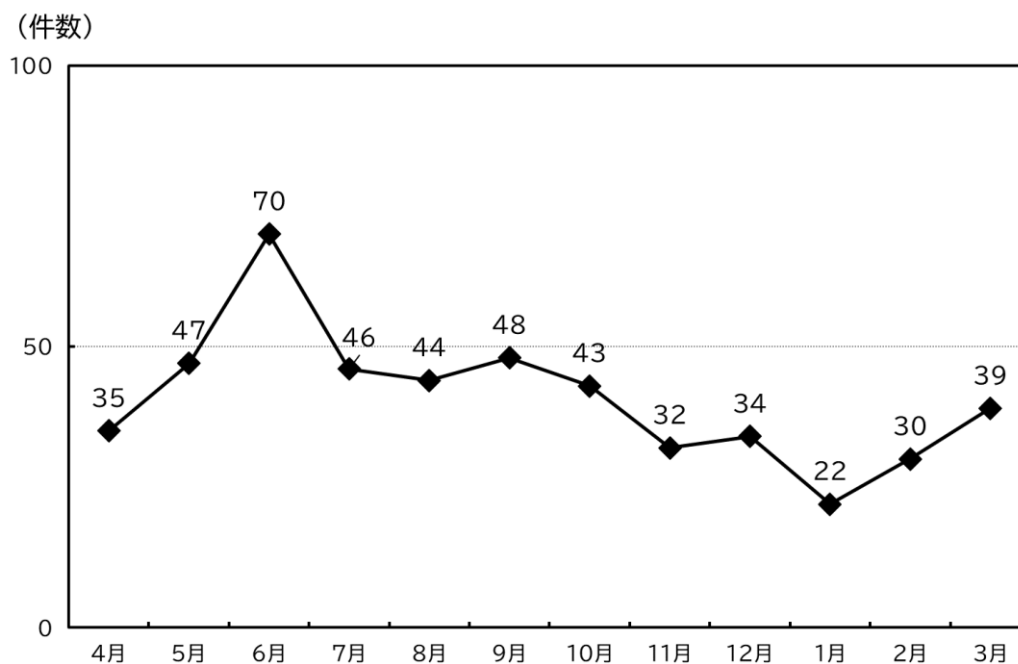


図5 月別の公害苦情件数

表7 月別の公害苦情件数

月	総計	典型7公害計							典型7公害以外計			
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物投棄	その他		
4月	35	30	4	2	0	17	1	0	6	5	4	1
5月	47	44	9	2	0	18	1	0	14	3	2	1
6月	70	66	9	8	0	37	0	0	12	4	2	2
7月	46	39	4	4	0	15	1	0	15	7	2	5
8月	44	38	4	0	0	15	1	0	18	6	4	2
9月	48	41	5	3	0	20	1	0	12	7	4	3
10月	43	40	8	2	0	19	2	0	9	3	1	2
11月	32	31	1	4	0	18	0	0	8	1	1	0
12月	34	30	3	2	0	15	0	0	10	4	1	3
1月	22	19	4	2	0	10	0	0	3	3	2	1
2月	30	26	0	4	0	14	2	0	6	4	4	0
3月	39	31	7	1	0	13	1	0	9	8	4	4
合計	490	435	58	34	0	211	10	0	122	55	31	24

(注)「騒音」には「低周波音」を含む

### 3 公害苦情の処理状況

令和2年度の公害苦情総取扱件数は 525 件で、その内訳は、令和2年度に新たに受け付けた苦情が 490 件、前年度から繰り越された苦情が 35 件となっている。

公害苦情の処理状況をみると、市町村及び県保健所が直接処理した苦情は 397 件、他の機関へ移送した苦情は 21 件、翌年度へ繰り越した苦情は 51 件となっている。

表8 公害苦情の処理状況

年度		総計	直接処理	他へ移送(警察、国等の機関へ)	翌年度へ繰越	その他
平成	28	728	597	23	54	54
	29	640	525	17	50	48
	30	573	474	24	37	38
令和	元	502	409	23	35	35
	2	525 (435)	397 (333)	21 (16)	51 (41)	56 (45)

(注1) 「直接処理」とは、加害行為又は被害の原因が消滅した、申立人が措置に納得した、措置後3か月で再申し立てなし、和解成立など、苦情が解消したと認められる状況に至るまで地方公共団体が措置を講じたことをいう。

(注2) 「その他」には、原因又は加害行為をした者が不明のとき、申立人が地方公共団体の措置又は説明に納得しないが他に苦情を解決する方法がないとき、申立人が管轄区域外に転居したときなど直接処理できない場合をいう。

(注3) ( )内は、令和2年度に新たに受け付けた典型7公害に係る公害苦情件数である。

以下に、令和2年度に新たに受け付けた公害苦情のうち、市町村及び県保健所が直接処理した典型7公害の苦情 333 件の処理状況を示す。

#### (1)処理方法

苦情の処理方法別にみると、「発生源側に対する行政指導が中心」が242件(直接処理した典型7公害の苦情の72.7%)と最も多く、次いで「原因の調査が中心」が54件(同16.2%)、「当事者間の話し合いが中心」12件(同3.6%)となっている。

表9 苦情の処理方法

処理方法	典型7公害計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭
発生源側に対する行政指導が中心	242 ( 72.7 )	41	12	-	124	5	-	60
当事者間の話し合いが中心	12 ( 3.6 )	2	-	-	9	-	-	1
申立人に対する説得が中心	11 ( 3.3 )	1	1	-	3	1	-	5
原因の調査が中心	54 ( 16.2 )	5	10	-	13	1	-	25
その他	14 ( 4.2 )	2	4	-	5	1	-	2
合計	333 ( 100 )	51	27	-	154	8	-	93

(注)「騒音」には「低周波音」を含む

( )内は構成比(%)

(2)処理に要した期間

処理に要した期間は、「1週間以内」が211件(直接処理した典型7公害の苦情63.4%)と最も多かった。一方、「6か月以上1年以内」は89件(同26.7%)と処理に時間を要しており、この内7割が騒音となっている。

表10 処理に要した期間

処理に要した期間	典型 7公害計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭
1週間以内	211 ( 63.4 )	39	25	0	73	6	0	68
1週間以上 1か月以内	11 ( 3.3 )	1	0	0	8	0	0	2
1か月以上 3か月以内	11 ( 3.3 )	1	1	0	3	0	0	6
3か月以上 6か月以内	11 ( 3.3 )	1	0	0	8	0	0	2
6か月以上 1年以内	89 ( 26.7 )	9	1	0	62	2	0	15
合計	333 ( 100 )	51	27	0	154	8	0	93

(注)「騒音」には「低周波音」を含む

( )内は構成比(%)

(3)行政上の措置

行政上の措置別にみると、「行政指導」が204件(直接処理した典型7公害の苦情の61.3%)と最も多く、次いで「なし」が126件(同37.8%)であった。

表11 行政上の措置

勧告・措置等	典型 7公害計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭
改善勧告	2 ( 0.6 )	1	0	0	0	0	0	1
改善命令	0 ( 0.0 )	0	0	0	0	0	0	0
行政指導	204 ( 61.3 )	34	10	0	108	5	0	47
条例に基づく措置	1 ( 0.3 )	0	0	0	1	0	0	0
なし	126 ( 37.8 )	16	17	0	45	3	0	45
合計	333 ( 100 )	51	27	0	154	8	0	93

(注)「騒音」には「低周波音」を含む

( )内は構成比(%)

#### (4)防止対策の実施状況

防止対策の実施状況別にみると、「作業方法、使用方法の改善」が135件(直接処理した典型7公害の苦情の40.5%),「防止対策は何も講じていない」が65件(同19.5%)であった。

表12 防止対策の実施状況

状況	典型 7公害計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭
作業方法、使用方法の改善	135 ( 40.5 )	26	8	-	60	2	-	39
その他の方法で対策を講じた	71 ( 21.3 )	9	4	-	38	1	-	19
不明	62 ( 18.6 )	9	2	-	31	3	-	17
防止対策は何も講じていない	65 ( 19.5 )	7	13	-	25	2	-	18
合計	333 ( 100 )	51	27	-	154	8	-	93

(注)「騒音」には「低周波音」を含む

( )内は構成比(%)

#### (5)法令との関係

苦情の対象となった事業活動等について公害規制法令との関係をみると、「法令違反」は43件(直接処理した典型7公害の苦情の12.9%),「法令に違反なし」は217件(同65.2%)となっている。

表13 公害規制法令との関係

関係	典型 7公害計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭
法令違反								
規制に関する違反	35	12	1	0	10	0	0	12
その他の違反	8	3	0	0	1	0	0	4
小計	43 ( 12.9 )	15	1	0	11	0	0	16
違反なし	217 ( 65.2 )	27	17	0	112	6	0	55
不明	73 ( 21.9 )	9	9	0	31	2	0	22
合計	333 ( 100 )	51	27	0	154	8	0	93

(注)「騒音」には「低周波音」を含む

( )内は構成比(%)